

被扶養者に対する特定健診実施の市町村国保への委託の推進について

平成25年6月27日

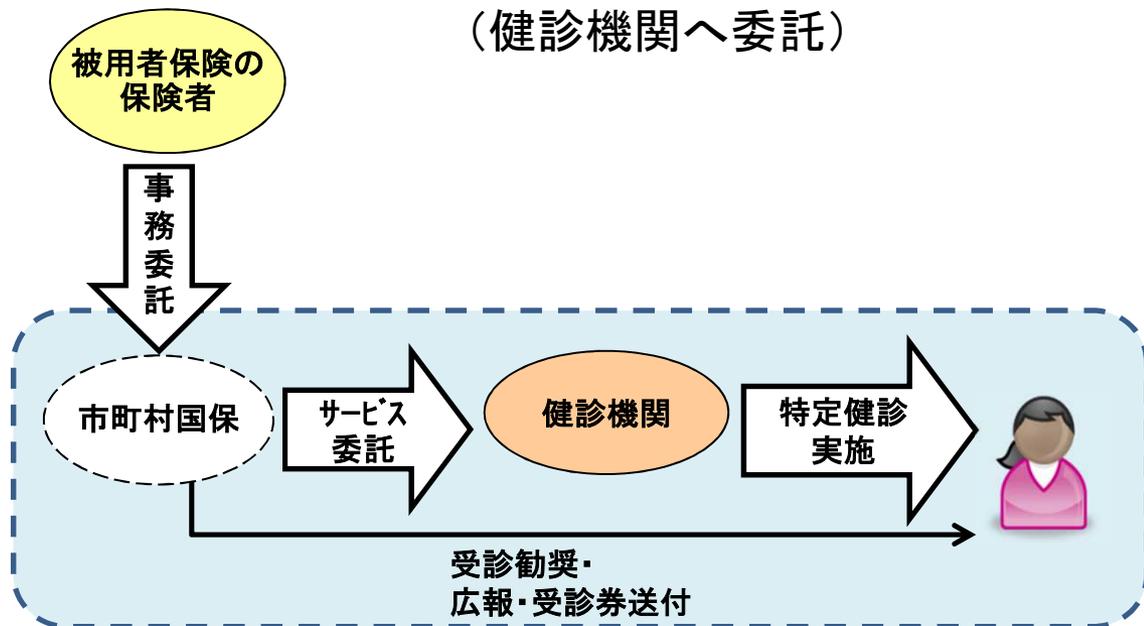
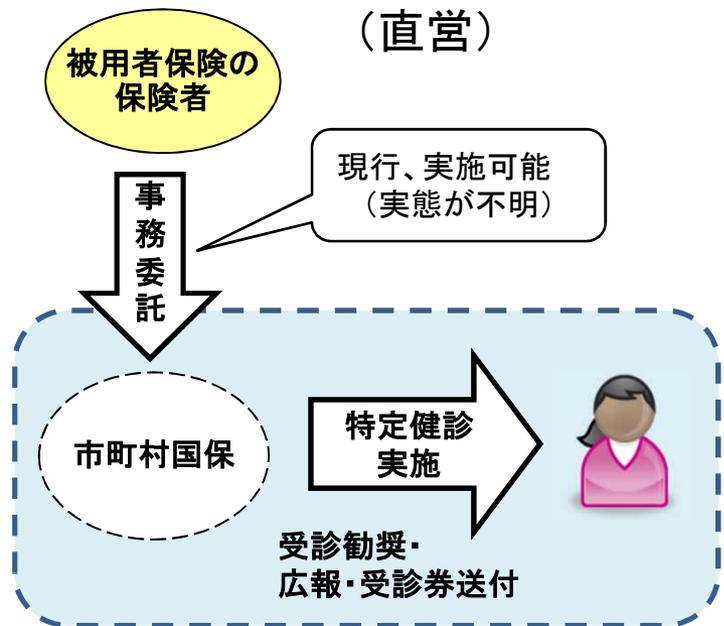
第8回実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループ

資料
1

市町村国保への委託(本WGにおいて実施方法を検討)

(直営)

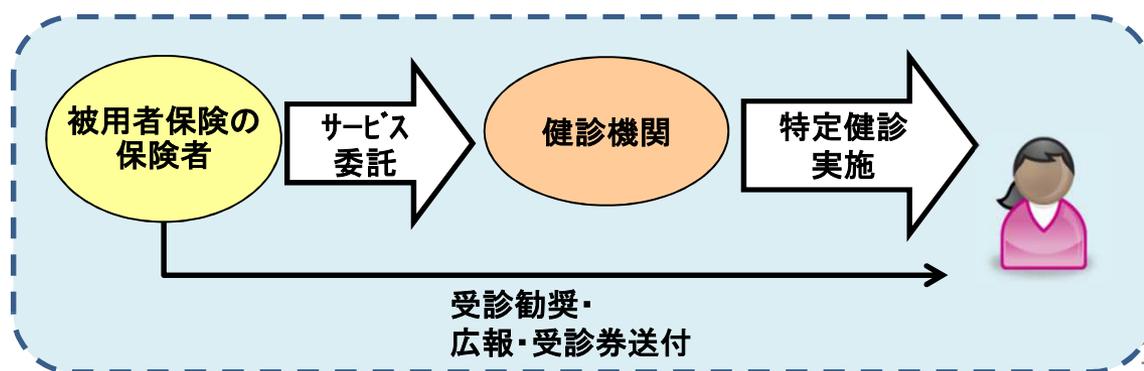
(健診機関へ委託)



(参考)従来の実施方法

(直営)

(健診機関へ委託)



被扶養者に対する特定健診実施の市町村国保への委託の推進について

<これまでの経緯>

○制度導入時

- ・被用者保険の被扶養者の健診・保健指導の受け皿として、市町村国保の被保険者と同じ実施機関での実施の可能となるよう、特定健診等の集合契約B及び市町村の衛生主幹部門での特定保健指導の受託について仕組みを構築した。

(参考資料1:集合契約のパターン) (参考資料2:H20.1.29事務連絡「市町村における特定保健指導の実施体制の確立について」)

○第1期の状況

- ・集合契約Bに基づき健診等が実施されているが、被扶養者の受診率は低い状況にある。
(参考資料3:平成21年度 被用者保険・被扶養者別特定健康診査実施率)
- ・一部地域では、集合契約Bに市町村(保健センター等)が実施機関として登録し、市町村国保の特定健診等に被用者保険の加入者も参加可能となっているが、全国的には広がっていない。

○今後の検討課題

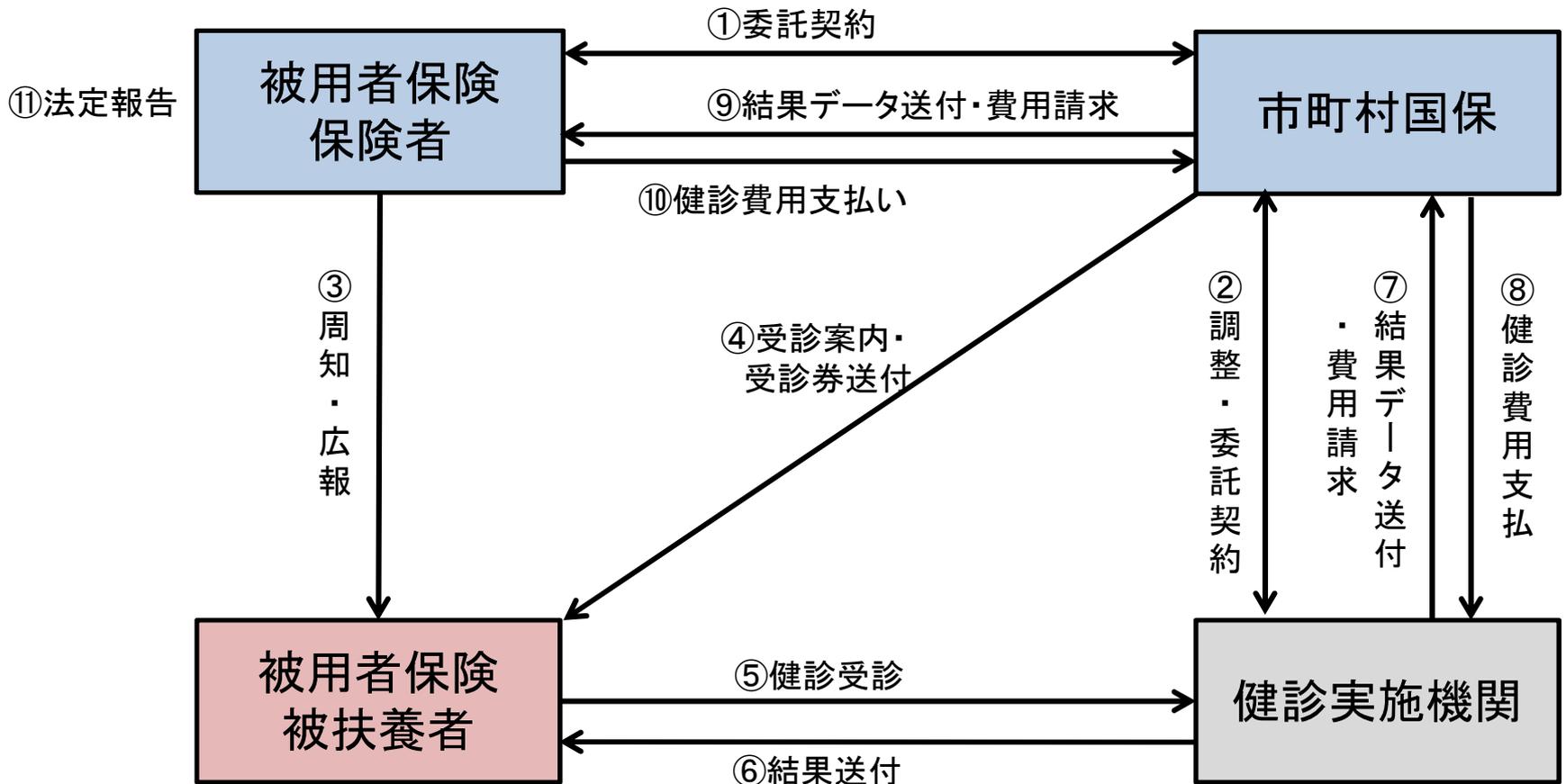
- ・引き続き、被用者保険の保険者からは、被扶養者の健診等について市町村国保への委託の要望が多く寄せられている。
- ・被用者保険の被扶養者への特定健診実施の受託に同意する市町村国保がある場合に円滑な実施が可能となるよう、直接市町村国保と契約する方策について検討する。
- ・また、市町村国保が委託を活用している場合、被扶養者への健診・保健指導の実施が再委託となることから、現行の告示の再委託要件の見直しも併せて行う予定。

今回の実務担当者によるワーキンググループでは、①市町村国保が被用者保険の被扶養者への特定健診実施の受託に同意した場合で、②被用者保険の保険者が対象者を明示し、③個別に対象者が所在する市町村国保それぞれと個別に契約を締結することを前提に、市町村国保に委託する場合の円滑な費用決済やデータの授受の方法等について議論する。

(参考資料4:市町村国保への委託について) (参考資料5:第2期に向けての検討会とりまとめ)

市町村国保への委託での特定健診受診の具体的プロセス(案)

○事務処理の流れ(イメージ)



<第10回検討会で挙げられた留意点>

1. 被用者保険の保険者が、被扶養者への健診の実施委託に同意する市町村国保と個別に契約を締結
2. 被用者保険の保険者は、委託の対象となる被扶養者を市町村国保に対して明示
3. 被用者保険の保険者は、被扶養者の所在地を把握し、所在する市町村国保それぞれ個別に交渉
4. 被用者保険の保険者は市町村国保へ特定健診の実施を委託する場合、市町村国保毎に健診項目が異なることも受容

市町村国保への委託での特定健診受診の具体的プロセス(案) (1)

<検討事項>

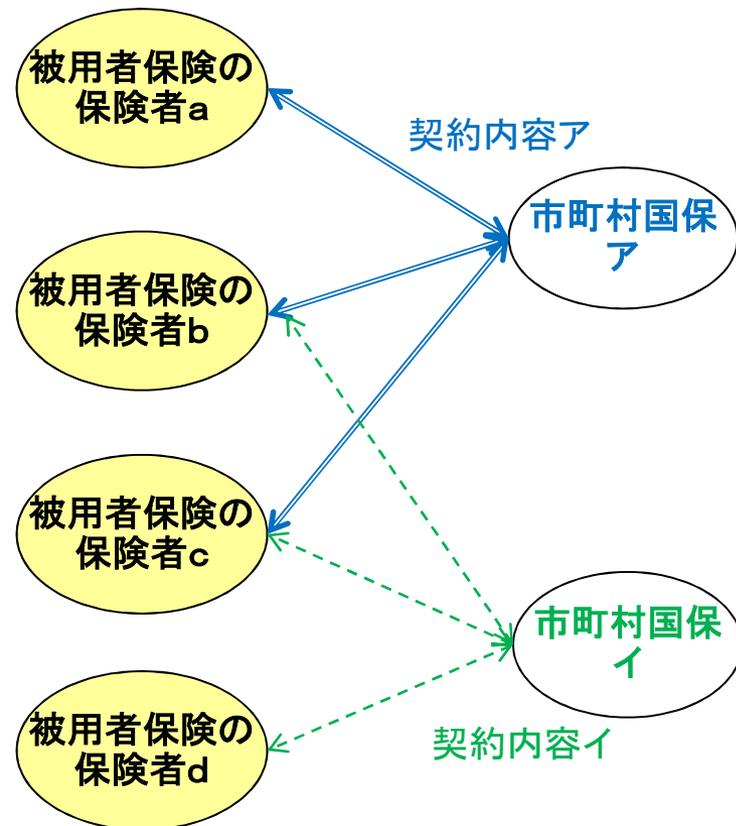
①市町村国保が被用者保険の被扶養者への特定健診実施の受託に同意した場合で、②被用者保険の保険者が対象者を明示し、③個別に対象者が所在する市町村国保それぞれと個別に契約を締結することを前提に、市町村国保に委託する場合の円滑な費用決済やデータの授受の方法等について

<論点1>

検討事項の①及び③の要件を満たす委託契約の方法について
(具体的プロセス①関係)

- (1) 受け入れ可能な市町村毎に被用者保険の保険者が複数契約する集合契約について検討してはどうか。(右の図)
- (2) 本来は、全国展開が望ましいが、受け入れ可能な市町村国保の数等も不明のため、まずは、試行的に都道府県単位で実施してはどうか。
- (3) 具体的には、集合契約の場合、マッチングの具体的な手順として、集合契約B方式と類似の以下の方法についてどう考えるか。
 - ① 受け入れ可能な市町村国保が、契約条件(実施方法・健診項目・単価等)を保険者協議会に明示すること。
 - ② 保険者協議会が都道府県内で受け入れ可能な市町村国保名と契約条件を期限を設けて集約し、都道府県内の被用者保険の保険者に提供すること。
 - ③ 被用者保険の保険者は、市町村国保の情報を確認して、委託契約の検討を行うこと。
 - ④ 被用者保険の保険者が希望する委託先市町村国保の情報を、期限を設けて保険者協議会に集約すること。
 - ⑤ 市町村毎に、委託を希望する被用者保険の保険者との契約が可能か検討し、各々契約を締結すること。

【集合契約のイメージ】



市町村国保への委託での特定健診受診の具体的プロセス(案) (2)

<論点2>

検討事項の②として、被用者保険の保険者が市町村国保毎に明示すべき内容について

- (1) 契約のマッチングに必要な情報の1つとして、予想される受診者数について（具体的プロセス①関係）
被用者保険の保険者は、当該市町村に所在する対象者数を提示し、市町村国保は、対象者数に市町村の受診率（見込み）を乗じて規模を推計し、受け入れが可能な人数であるか否かを判断することとしてはどうか。
- (2) 事業実施に必要な情報として、対象者の個人データについて（具体的プロセス④、⑤～⑧関係）
市町村国保において健診実施、結果データ授受、費用決済等に使用するために、被用者保険の保険者が提供すべき対象者個人のデータ項目は以下のとおりでよいか。
 - a) 氏名
 - b) 生年月日
 - c) 性別
 - d) 郵便番号
 - e) 住所
 - f) 保険者番号
 - g) 被保険者証の記号番号

<論点3>

①～③を前提とした円滑な費用決済やデータの授受の方法について

- (1) 保険者間の費用決済及びデータ授受の頻度について(具体的プロセス⑨、⑩関係)
 - ・ 試行的実施では保険者間の費用決済等は支払機関(支払基金・国保連)を介さずに行うこととしてはどうか。
 - ・ 健診機関からの請求の都度費用決済やデータ授受を実施することは、双方にとって事務処理の負担が大きいと考えられることから、簡略化のため年1・2回程度、まとめて実施してはどうか。
この場合、年度内の特定保健指導の実施は困難になると考えられる。
- (2) 市町村国保の事業実施の負担の軽減について(具体的プロセス④、⑦、⑧関係)
市町村においては、通常、各種の事業にかかる事務処理等を国保連合会に委託しているが、当該事業についてはどう考えるか。
- (3) データ形式について(具体的プロセス⑦、⑨、⑪関係)
 - ・ 健診機関、市町村国保、被用者保険の保険者間は、XMLファイルでのやりとりが可能か。
 - ・ 市町村国保の健診が直営で実施される場合など、健診結果データがXMLファイルでなくCSVまたは紙媒体となることも考えられる。各プロセスにおいて対応可能か。